

全国正会員の皆さんに訴え

平素、テコンドー普及発展にご尽力されている全国役員および会員の皆さん方に敬意を表します。

いよいよ、金原会長の謝金不正取扱い問題をもって、その真価を問う総会が平成 24 年 12 月 3 日、開催されることになりました。総会に先駆け、金原会長の謝金問題にまつわる事実経緯をお知らせする次第です。

「JOC は全日本テコンドー協会処分決定」

ご存知のように、これまでに皆さん方が心配してきました選任コーチに支給された謝金を金原会長が独断で不当に取り扱ったことが JOC 調査委員会で明らかになり、平成 24 年 11 月 13 日、JOC 理事会で全日本協会を処分決定されました。今後、JOC から通達されることが決定している補助金の返還（2000 万円前後）命令。加えて管理運営に適性を欠いた場合に下される「勧告」処分であり、これはテコンドーだけに与えられた厳罰であります。

すでに、平成 24 年 3 月 26 日付、JOC 第三者特別調査委員会の報告で「金原会長は、選任コーチに支給された謝金の中から、競技団体負担分を大幅に超える金額を預かって自己管理していた可能性が高い。仮にそれが事実であれば、選任コーチに支払われた謝金の大半が会長の手に渡っていること、これを会長がテコンドー協会の簿外で処理している可能性があること等の問題を含んでおり、不当なものであるにとどまらず、不正というべき可能性が極めて高い」と指摘されました。正に、全国会員の皆さん方に対する背任行為であり、テコンドーの信頼を世間に大いに失墜させたと言わざるをえません。

「社員総会開催請求」（添付資料 1）

すでに、大阪府協会、熊本県協会、宮崎県協会、福島県協会の正会員が共同で、この謝金問題の釈明と、金原会長の辞任を要求する総会開催請求を再度、平成 24 年 10 月 30 日付で請求しました。金原会長はこれまで頑なに拒否しつづけてきましたが、JOC の処分が確定した現在、世論を無視できず、渋々とこの請求に応じた次第です。

「JOC が委嘱した選任コーチへの謝金制度」

ご存知のように JOC が委嘱する選任コーチの制度は、選手強化育成に携わる選任コーチらに支給（謝金）するために設けられた制度です。この謝金支給の振り分けは、3 分の 2 は国庫補助を原資とし、3 分の 1 は選任コーチが従事する競技団体から JOC への負担金として賄われています。すなわち、全国会員の上納した会費が負担されているわけです。

金原会長はこの金銭を発覚するまでの 3 年余り、自分の所得にしたから問題なのです。

「隠滅し嘘の報告」

金原会長は、この発覚を恐れたのか、明石散人相談役兼理事、長野修士常務理事、別府清和専務理事らと共に証拠隠滅工作に走り、特に、明石理事は、JOC 総務部長の調査を威嚇妨害するなどして揚句、平成 22 年度第 2 回総会（平成 23 年 4 月 22 日）で一切そう云った事実はない「風説の流布である」と真っ赤な嘘を公言しました。（添付資料 2）

そのことを議事録に嘘を記し全国正会員並び監督機関である JOC、文部科学省に提出した報告をみても明らかです。

「謝金不正授受」（添付資料 3）

金原会長は、JOC の選任コーチに対する支給金（謝金）総額 2970 余万円を平成 19 年度後期～平成 20 年度、21 年度に至り、総額 2970 余万円が全日本協会の選任コーチ 3 名に支給されています。その金銭を他の指導員にも分配しなければならないという名目を押し付け、総額 2000 余万円を阪口 晃、金井 洋、石井直人氏から徴取しました。

「謝金流用に係る巧妙なカラクリ」

この金銭をどのように流用したのかを当初、全日本協会総務委員会の調査で明るみにになりました。その調査報告によれば、この金銭を金原個人名義と親族会社名義で JOC に寄付したということです。しかし、この寄付行為が健全であるなら問題はなく賞賛されるべきでしょうが、実態は全く異なっているから問題視しているのです。すなわち、3名から徴取した金銭を自分名義にすり替えたもので寄付し、JOC の領収書をもって所轄税務署に申告、全額免税を受けたという指摘が寄せられています。もし、それが事実であれば、詐欺横領であり、脱税です。又、全国会員に対して背任行為であります。金原会長自らが明らかにしなければなりません。

「金原は私物化に没頭」

謝金問題と同様に金原会長の金銭に係わる疑惑問題が明らかに釈明されていません。特に、第3回全日本ジュニア選手権大会広告賛助金は、当然にして協会会計に納めなければならないはずですが、金原会長は、翌年の総会収支報告書に記載せず、私物化しました。全日本協会総務委員会の調査で発覚すると、渋々と JOC のみに謝罪と収支報告書を訂正報告し、全日本協会には一部は報告、大半は現在に至り、隠し通しています。すべてが犯罪だらけです。

「全日本協会の段位申請制度の不適正」

ご存知のように、① 段位申請資格は、国技院の昇段審査資格を有している者がもつ権利であり、国技院に直接申請することができます。しかし、金原会長は、平成 18 年 10 月 24 日付「テコンドー発展のための国技院と全日本テコンドー協会との協定書」を取り交わしたとして、一律に全日本協会を通して申請するよう義務付け、個別的に申請した者に対しては処分しました。はたして、全日本協会が処分する権利があるのでしょうか。あるとすれば、国技院にあります。全日本協会を通さずに個人申請を受理した国技院も同様に処罰を受けなければなりません。はたしてこの協定書が真のものであり有効なものであるか否かを明らかにする必要があります。現在、国技院と協定書を交わしている国は、中国とニュージーランドのみです。

「反抗する者は処分」

ご存知のように、謝金不正問題を指摘してきた高知県協会の渡邊幸雄氏に対して、何ら根拠もなく除名にしました。これを不服として名誉回復訴訟を起こし目下、裁判所で係争中であります。

引き続き、全日本協会は熊本県協会の樋口悦夫氏、福島県協会の武田正博氏にも一年間の資格停止処分を行いました。

正論を述べ、金原会長の不正を正す者に対する口封じの手段に処分を乱発されたのであれば、もはや正常な組織とはいえません。

全国正会員の皆さん！

私どもは、全国を代表し発言権、決議権を有している重要な存在です。金原会長の不正を正し、全日本協会の健全な組織運営を取り戻すか否かの重要な立場に置かれています。

平成 24 年 12 月 3 日の総会は、多くのマスコミが見守る中、開催されます。

金原会長は、今なお、現実から逃避する手段を講じています。すでに、別府専務理事、長野常務理事を通じ、各位に働きかけ委任状のみでことを済ませようとしています。まったく無礼千万と言わざるを得ません。

この策略にめげず、多忙中とは存じますが是非、私ども全員が出席し全国会員を代表する正会員として常識ある審判を下すことを伏してお願い致します。

平成 24 年 11 月 20 日

「健全な組織を取り戻す会」

全国テコンドー有志一同